

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 2019年4月9日

東京都作業部会確認年月日 2019年4月10日

事業名 競技用備品の調達

案件名 パワーリフティング競技における競技用備品の調達

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	当競技用備品は、東京 2020 大会において、パワーリフティング競技（パラ）のテストイベント及び本大会で実施するために必要な備品であり、大会運営に欠かせないものである。 よって、①パラリンピック競技・選手に深く関わり、かつ②経費の内容が公費負担の対象として適切と考えられるため、2017 年 5 月 31 日の大枠合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項である。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	当競技用備品は、パラリンピックの競技運営に必要なものであり、実際に取り扱う事業者や保管場所となる MDC（組織委員会手配の倉庫）の調整も組織委員会が行っている。 このため、組織委員会が全体をマネジメントしながら一元的に実施した方が効率的かつ効果的である。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	当競技用備品は、東京 2020 大会におけるパワーリフティング競技（パラ）を実施するために必要な備品であり、大会の成功には必須である。
	効率性	今回調達する備品の数量は、テストイベント及び本大会運営に必要な最小限の数量としている。また、テストイベント分は、使用後 MDC で保管し、本大会では練習会場で再利用することとしており、効率性についても配慮している。
	納得性	本件調達先について、I F 公認を受けた唯一の競技備品サプライヤーであり、かつ、ロンドン大会及びリオ大会、その他近年開催の国際大会でも採用されており、予定調達方式（特命契約）について妥当である。
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	当競技用備品は、パワーリフティング競技（パラ）の実施のために必要なものである。経費の中身も当競技用備品の調達経費のみであり、公費負担の対象として適切といえる。なお、現時点では大会経費の都の枠内であることを確認できないため、経費は組織委員会とする。	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。